

秋田市雨水貯留浸透施設および保全調整池の標識の設置に関する基準を定める条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年11月8日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第35号

秋田市雨水貯留浸透施設および保全調整池の標識の設置に関する基準を定める条例の施行期日を定める規則

秋田市雨水貯留浸透施設および保全調整池の標識の設置に関する基準を定める条例（令和6年秋田市条例第58号）の施行期日は、令和6年11月8日とする。